

北方四島交流センター利用料金

○ 北海道立北方四島交流センター条例 (H11. 7. 23 条例第21号)

<p>(利用料金)</p> <p>第12条 交流センターの交流ホール、対話ルーム、ロシア文化ルーム、日本文化ルーム、調理実習室又は視聴覚室（以下「交流ホール等」という。）の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p>

[貸 室]

区分	午前(9~12時)	午後(12~17時)	夜間(17~21時)	1日(9~21時)	割増等
交流ホール	15,600円	22,160円	19,200円	42,550円	①営利・営業目的：左表×2 ②入場料4千円未満：左表×2 ③入場料4千円以上：左表×3 ④時間延長の場合1時間につき ：左表1日使用の額/12×1.3
対話ルーム	5,710円	8,830円	7,070円	15,670円	
ロシア文化ルーム	5,410円	8,420円	6,700円	14,890円	
日本文化ルーム	2,760円	4,260円	3,670円	7,090円	
調理実習室	5,410円	8,420円	6,700円	14,890円	
視聴覚室	5,710円	8,830円	7,070円	15,670円	

[設備等] 1回につき60,000円

○ 現行利用料金

[貸 室]

区分	午前(9~12時)	午後(12~17時)	夜間(17~21時)	1日(9~21時)	割増等
交流ホール	8,340円	12,830円	11,110円	24,630円	①営利・営業目的：左表×2 ②入場料4千円未満：左表×2 ③入場料4千円以上：左表×3 ④時間延長の場合1時間につき ：左表1日使用の額/12×1.3
対話ルーム	2,600円	4,030円	3,210円	7,730円	
ロシア文化ルーム	2,460円	3,830円	3,050円	7,350円	
日本文化ルーム	1,090円	1,810円	1,450円	3,230円	
調理実習室	2,460円	3,830円	3,050円	7,350円	
視聴覚室	2,600円	4,030円	3,210円	7,730円	

[設備等]

	設備等	使用料金	摘要
交流ホール	カラーフィルター	1回1枚 100円	使用回数は、展示パネルを除き、午前、午後、夜間の区分ごとにカウントする。
	ディスクマシーン	1回1台 300円	
	ロアーホリゾンライト	1回1列 1,200円	
	先玉	1回1台 100円	
	調光操作器	1回一式 3,000円	
	波エフェクト	1回1台 500円	
	マイクスタンド	1回1台 100円	
	ワイヤレスマイク	1回一式 610円	
	同時通訳装置	1回一式 20,000円	
	一般電源	1回1kw 100円	
対話ルーム	展示用パネル	1日1枚 100円	

条例の額を上限とし、根室市内の類似施設である文化会館等の施設利用料金を考慮。

○ 北海道立北方四島交流センター条例施行規則（H11. 10. 12 規則第115号）

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めたととき。
- (2) 利用の開始日の前15日までに条例第10条第1項の規定による利用の内容の変更の承認の申請又は利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたととき。
- (3) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (4) 知事が特別の理由があると認めたととき。

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができることとする。

- (1) 次のいずれかに該当するとき（条例別表の2の表又は3の表の適用を受けるときを除く。） 免除
 - ア 交流センターの設置目的に沿った事業を実施する場合であつて、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒等が学校教育の範囲内で利用するとき。
 - ウ 次に掲げる者が主宰する会議又は研修等（当該会議又は研修等に参加する者が、主として次に掲げる者及びその引率者であるものに限る。）で利用するとき。
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
 - (ロ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者
 - (ハ) 65歳以上の者
 - (ニ) その他知事が(ア)から(イ)までに準ずる者と認める者
- (2) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第2条に規定する北方領土隣接地域を管轄する市若しくは町又は公共的団体等が公共的活動に利用するとき 4割減額
- (3) 次のいずれかに該当するとき 5割減額
 - ア 第1号アからウまでに該当する場合であつて、条例別表の3の表の適用を受けるとき。
 - イ 知事が特別の理由があると認めたととき。

※ 参考（条例）

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

- 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

条例別表2：交流ホール等を営利又は営業の目的で利用する場合（貸室の割増等の①）

条例別表3：交流ホール等を入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合（貸室の割増等の②③）